

## 品川区公衆浴場対策協議会設置要綱

制定 昭和 58 年 2 月 25 日

改正 平成 18 年 5 月 18 日 要綱第 102 号

改正 平成 21 年 3 月 10 日 要綱第 35 号

改正 平成 27 年 3 月 3 日 要綱第 85 号

### (設置)

第 1 条 品川区における公衆浴場施設確保対策を推進するため品川区公衆浴場対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 協議会は次の事項について協議する。

- (1) 確保浴場の選定に関する事。
- (2) 施設確保策事業の推進に関する事。
- (3) その他公衆浴場対策に関する事。

### (構成)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうち区長が依頼する委員 9 人以内をもって構成する。

学職経験者	3 人
利用者代表	2 人
業界代表	2 人
関係行政機関の職員	2 人

2 協議会に臨時委員若干名を置くことができる。

3 臨時委員は、区長が依頼する。

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任をさまたげない。

### (会長)

第 5 条 協議会に会長を置く。

2 会長は学職経験者委員のうちから区長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統轄する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 協議会は、区長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (幹事および書記)

第 7 条 協議会に、幹事および書記若干名を置く。

2 幹事および書記は、品川区職員のうちから区長が命ずる。

3 幹事は、会長の命を受け事務を処理する。

4 書記は、幹事の命を受け、事務に従事する。

### (庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、健康推進部健康課において処理する

### 付則

この要綱は昭和 58 年 2 月 25 日から施行する。

### 付則

この要綱は平成 18 年 5 月 18 日から施行する。

付則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。